

別表

関西エリア

株式会社エフエネ

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」といいます。）及び回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ ただし、エフエネホーム基本プラン A のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

ハ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 5 項又は第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下、「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。尚、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

2. 電力調達調整費の適用

各契約種別における料金につき、燃料費調整と調達調整費の加減からなる電力調達調整費の加減を適用するものとし、それぞれ次の「3. 燃料費調整」及び「4. 調達調整費」の定めに従うものといたします。

3. 燃料費調整

各契約種別における料金につき、以下(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。尚、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0140$$

$$\beta = 0.3483$$

$$\gamma = 0.7227$$

尚、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格及び 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

尚、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (27,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000} \times \text{(3)δ 値}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回り、且つ、40,700 円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000} \times \text{(3)δ 値}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 40,700 円を上回る場合

平均燃料価格は、40,700 円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (40,700 \text{ 円} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000} \times \text{(3)δ 値}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとお

りいたします。

平均燃料価格の算定対象期間	燃料費調整単価の適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

但し、基本プラン A の場合、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。尚、最低料金適用電力量とは、最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

(イ) 基本プラン A の場合、

最低料金 1 契約につき最初の 15 キロワット時まで 2 円 47 銭 5 厘

電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき 16 銭 5 厘

(ロ) (イ)以外の場合

電力量料金 1キロワット時につき 16 銭 5 厘

(3) δ 値の決定基準

δ 値は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下、「JEPX」といいます。）のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間で0時から24時の時間帯における各地域のエリアプライス平均値に応じて、以下に定める δ 値の還元又は追加請求をおこなうものいたします。

イ 還元時

(1) のロが (イ) の時、 δ 値は以下の係数を参照します。

JEPX24 時間平均値（毎月1日から末日まで）	δ 値（デルタ値）
6.00 円 /kWh 以上 ～	0.66
5.50 円 /kWh 以上 ～ 6.00 円 /kWh 未満	0.83
5.00 円 /kWh 以上 ～ 5.50 円 /kWh 未満	1.00
4.50 円 /kWh 以上 ～ 5.00 円 /kWh 未満	1.17
0 円 /kWh 以上 ～ 4.50 円 /kWh 未満	1.34

ロ 請求時

(1) のロが (ロ) 又は (ハ) の時、 δ 値は以下の係数を参照します。

JEPX24 時間平均値（毎月1日から末日まで）	δ 値（デルタ値）
6.00 円 /kWh 以上 ～	1.34
5.50 円 /kWh 以上 ～ 6.00 円 /kWh 未満	1.17
5.00 円 /kWh 以上 ～ 5.50 円 /kWh 未満	1.00
4.50 円 /kWh 以上 ～ 5.00 円 /kWh 未満	0.83
0 円 /kWh 以上 ～ 4.50 円 /kWh 未満	0.66

4. 調達調整費

各契約種別における料金につき、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間で13時から22時の時間帯における各地域のエリアプライス平均値（以下、「調達単価」といいます。）に応じて、以下に定める調達調整費の還元または追加請求を行うものいたします。ただし、以下(3)に定める適用除外期間において使用される電気の料金には、調達調整費の適用を行わないものとします。

(1) 還元基準値及び追加請求基準値の設定

イ 還元基準値

当月の調達単価が 5 円 70 銭を下回った場合、各契約種別における料金から、(2)に定める調達調整費（還元）を差し引くものいたします。

ロ 追加請求基準値

当月の調達単価が 14 円 00 銭を上回った場合、各契約種別における料金に、(2) に

定める調達調整費（追加請求）を加えるものといたします。

ハ 還元基準値及び追加請求基準値の改定

当社は、毎年 4 月 1 日、10 月 1 日の年 2 回、還元基準値及び追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものといたします。

(2) 調達調整費の算定

以下の算式により算定された金額とします。尚、調達調整費の端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

調達調整費(還元)	$(\text{還元基準値} - \text{調達単価}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$
調達調整費(追加請求)	$(\text{調達単価} - \text{追加請求基準値}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$

※N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間（以下、「N 月度検針期間」といいます。）において使用される電気の料金に適用される調達調整費は、お客さまの毎月の検針日に応じて、以下表の調達単価に基づき算定されるものとします。

基準検針日	対応調達単価
1 日～31 日まで	N 月 1 日から N 月末日までの期間において算定した調達単価

(3) 調達調整費の適用対象

調達調整費の適用は、請求対象月が 2019 年 2 月分請求からとします。

5. 供給能力維持費

容量市場における供給力の効率の確保のため、当社が小売電気事業者として負担する容量拠出金をもとに、年度（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間）毎に定めるものとし、お客さまが使用する電気の料金において、供給能力維持費として適用するものとします。

(1) 供給能力維持費の算定

供給能力維持費は、ご契約内容に応じて、2024 年 4 月の供給分から適用するものとし、契約電力と供給能力維持費単価から次の計算式により算定される金額とします。なお、金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入いたします。

供給能力維持費 = 契約電力 (kW) (※1 ※2) × 供給能力維持費単価 (※3)

※1 契約電流アンペア(A)については 10A を 1kW に、契約容量キロボルトアンペア(kVA)については 1kVA を 1kW に、それぞれ換算して適用いたします。

※2 電気料金の構成に「最低料金」を含むお客様（関西・中国・四国電力エリアの従量電灯 A に該当するプラン）については 1 地点あたり 4kW にて算定いたします。

※3 供給能力維持費単価はエリアごとに定め 1 キロワットあたりの単価は当社ホームページ (<https://www.fene.co.jp/>) へ掲載するほか、その他の方法でご案内するものとします。

当社は毎年 4 月 1 日時点において供給能力維持費単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものといたします。

(2) 年次再算定調整金

当社は、お客さまにお支払いただく供給能力維持費の総額と、当社が実際に負担する容量拠出金の総額に差額が生じた場合、その事由に応じて調整金の請求または還元をおこなうことができるものとします。なお、調整金の請求または還元は、その調整の大元となる供給能力維持費の請求を受けたお客さまか否かに関わりなく、その算定の基となる容量拠出金の精算内容が電力広域的運営推進機関から当社に対して通知された日の属する月を N 月として、N+2 月の検針日から N+3 月の検針日の前日までの期間（以下、「調整金適用期間」といいます。）において電気の供給が生じた供給地点を対象として適用します。

イ 調整金の請求または還元

調整金は、お客様のご契約内容に応じて、次の計算式により算定される金額とします。なお、金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入いたします。

$$\text{調整金} = \text{契約電力 (kW)} (\text{※1 ※2}) \times \text{調整金単価}$$

※1 契約電流アンペア(A)については 10A を 1kW に、契約容量キロボルトアンペア(kVA)については 1kVA を 1kW に、それぞれ換算して適用いたします。なお、契約電力については、調整金適用期間における数値を用います。

※2 電気料金の構成に「最低料金」を含むお客様（関西・中国・四国電力エリアの従量電灯 A に該当するプラン）については 1 地点あたり 4kW にて算定いたします。

ロ 調整金の請求または還元時期

調整金の請求または還元は、調整金適用期間において使用される電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、調整金の還元額が、調整金の相殺を行う電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求にて相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。

6. 送配電事業者料金改定費

当社は、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款に定める託送料金（以下「託送料金」といいます。）の改定により、現行託送料金が基準託送料金を上回る事となった場合には、その差額に相当する額を、送配電事業者料金改定費として、2026 年 11 月 1 日以降にお客さまが使用する電気に係る料金の構成要素の一つに加算し、お客さまに請求いたします。

現行託送料金が基準託送料金を下回る事となった場合には、当社は、当該差額に相当する額をお客さまに還元いたします。

(1) 送配電事業者料金改定費の算定

送配電事業者料金改定費は、以下のイからハまでの定めにより算定される金額といたします。なお、金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数点以下第 3 位を切り捨てます。

イ 算定式

送配電事業者料金改定費は、次の算定式により算定いたします。

送配電事業者料金改定費 = 託送基本料金相当分 + 託送電力量料金相当分

なお、本項に定める基準託送料金および現行託送料金は、いずれも消費税等相当額を含む金額といたします。

ロ 託送基本料金相当分の算定

送配電事業者料金改定費のうち託送基本料金相当分は、供給区域ごとに以下の算定式により算定いたします。

【北海道エリア、東北エリア、東京エリア、中部エリア、北陸エリア、九州エリア】

契約種別	区分	託送基本料金相当分
従量電灯	託送基本料金相当分	料金の各算定期間の初日における契約容量 (kVA) (※1) × (現行託送基本料金単価 (電灯) - 基準託送基本料金単価 (電灯))
低圧電力	託送基本料金相当分	料金の各算定期間の初日における契約電力 (kW) × (現行託送基本料金単価 (動力) - 基準託送基本料金単価 (動力))

【関西エリア、中国エリア、四国エリア】

契約種別	区分	託送基本料金相当分
従量電灯	託送基本料金相当分 (初期区分・電灯)	現行託送基本料金 (初期区分・電灯) - 基準託送基本料金 (初期区分・電灯) (※2)
低圧電力	託送基本料金相当分	料金の各算定期間の初日における契約電力 (kW) × (現行託送基本料金単価 (動力) - 基準託送基本料金単価 (動力))

※1 契約電流 (A) については 10A を 1kVA に換算して適用いたします。

※2 関西エリア、中国エリアおよび四国エリアの従量電灯に係る託送基本料金相当分は、初期区分に係る料金に基づき算定いたします。

なお、現行託送基本料金単価または現行託送基本料金から、それぞれ対応する基準託送基本料金単価または基準託送基本料金を差し引いた額がマイナスとなる場合は、当該値により算定された金額 (マイナスの額) を託送基本料金相当分とし、お客さまに還元いたします。

ハ 託送電力量料金相当分の算定

送配電事業者料金改定費のうち託送電力量料金相当分は、次の算式により算定いたします。

託送電力量料金相当分 = 使用電力量 (kWh) × (現行託送従量単価 - 基準託送従量単価)

なお、現行託送従量単価から基準託送従量単価を差し引いた額がマイナスとなる場合は、当該値により算定された金額（マイナスの額）を託送電力量料金相当分とし、お客さまに還元いたします。

(2) 電力未使用時の取扱い

お客さまが電気を使用しなかった期間についても、送配電事業者料金改定費のうち託送基本料金相当分は、託送供給等約款における基本料金を 2 分の 1 とする規定の適用の有無にかかわらず、2 分の 1 を乗じる前の金額を用いて算定するものといたします。

(3) 日割計算が生じる場合の取扱い

契約の開始もしくは終了、契約種別、契約電流、契約容量もしくは契約電力の変更その他の事由により、料金の算定期間の中途において基本料金について日割計算が行われる場合、送配電事業者料金改定費のうち託送基本料金相当分についても、本別表に定める日割計算の基本算式に準じて日割計算を行います。

(4) 基準託送料金の定義

基準託送料金とは、基準託送基本料金、基準託送基本料金単価および基準託送従量単価の総称とし、2026 年 10 月 31 日時点において、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給等約款に定める託送料金を基準として、(8) に定めるものといたします。

このうち基準託送基本料金単価（動力）は、区分なく低圧電力等の動力契約に適用する単一の単価として定めます。

また、基準託送基本料金（電灯）は、需要場所の属するエリアに応じて、次のとおり区分して定めます。

イ 北海道・東北・東京・中部・北陸・九州エリアの従量電灯プラン

基準託送基本料金単価（電灯）は区分なし（従量電灯 B 等の従量電灯契約に適用する単一の単価）とします。

ロ 関西・中国・四国エリアの従量電灯

基準託送基本料金（初期区分・電灯）を適用するものとします。

(5) 現行託送料金の定義

現行託送料金とは、現行託送基本料金、現行託送基本料金単価および現行託送従量単価の総称とし、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款に定める託送料金のうち、それぞれ供給契約のプランごとに該当する料金または単価をいうものといたします。

現行託送基本料金および現行託送基本料金単価は、(4) に定めるエリアおよび区分に応じて対応するものを用いるものとし、託送供給等約款上の契約容量による方式（主開閉器契約）の料金または単価によるものといたします。

(6) 託送料金改定時の算定方法

一般送配電事業者が託送供給等約款の改定により託送料金を変更する場合、当社は、当該一般送配電事業者が定める新たな託送料金の適用時点に応じて、次のイまたはロのとおり送配電事業者料金改定費の切替えを行うものとします。

イ 一般送配電事業者が特定の年月日をもって新たな託送料金の適用を開始することを定める場合

当該適用年月日が料金の算定期間の中途に属するときは、次のとおり算定するものとします。

(イ) 託送基本料金相当分は、当該算定期間の初日から当該適用年月日の前日までの期間と、当該適用年月日から当該算定期間の末日までの期間の日数により按分して算定いたします。

(ロ) 託送電力量料金相当分は、当該算定期間の初日から当該適用年月日の前日までの期間と、当該適用年月日から当該算定期間の末日までの期間におけるそれぞれの使用電力量により算定するものといたします。

ロ 一般送配電事業者が需要場所ごとの検針の基準となる日をもって新たな託送料金の適用を開始することを定める場合

当該需要場所に係る検針の基準となる日以降に使用される電気について、新たな託送料金に基づき送配電事業者料金改定費を算定するものといたします。

(7) 算定が困難となった場合の取扱い

一般送配電事業者の託送供給等約款における基本料金または電力量料金の算定方法、区分その他の料金体系に変更が生じたことにより、(1)から(6)までの定めによる算定が困難となった場合には、当社は、その変更内容に応じて合理的と判断する方法により、送配電事業者料金改定費の算定方法を定めるものといたします。

(8) 送配電事業者料金改定費に係る基準単価

送配電事業者料金改定費の算定に係る基準託送基本料金、基準託送基本料金単価および基準託送従量単価は、2026年10月31日時点において各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給等約款に定める託送料金を基準として、次のとおりといたします。

■従量電灯（北海道・東北・東京・中部・北陸・九州エリア）

管轄エリア	基準託送基本料金単価（電灯）	基準託送従量単価（電灯）
北海道	236.50 円/kVA	8.24 円/kWh
東北	166.10 円/kVA	8.58 円/kWh
東京	152.24 円/kVA	6.97 円/kWh
中部	137.50 円/kVA	7.91 円/kWh

北陸	192.50 円/kVA	6.83 円/kWh
九州	162.24 円/kVA	7.87 円/kWh

■従量電灯（関西・中国・四国エリア）

管轄エリア	基準託送基本料金（初期区分・電灯）	基準託送従量単価（電灯）
関西	240.90 円	7.62 円/kWh
中国	268.40 円	9.09 円/kWh
四国	297.00 円	8.82 円/kWh

■低圧電力（動力）

管轄エリア	基準託送基本料金単価（動力）	基準託送従量単価（動力）
北海道	398.20 円/kW	4.46 円/kWh
東北	457.60 円/kW	8.57 円/kWh
東京	461.14 円/kW	4.54 円/kWh
中部	412.50 円/kW	6.07 円/kWh
北陸	396.00 円/kW	4.69 円/kWh
関西	378.40 円/kW	4.69 円/kWh
中国	466.40 円/kW	6.07 円/kWh
四国	454.30 円/kW	5.97 円/kWh
九州	379.26 円/kW	5.58 円/kWh

7. 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。但し、協定の対象となる期間又は過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力、契約電流又は契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力、契約電流又は契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

ハ 前月又は前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月又は前年同月の使用電力量}}{\text{前月又は前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ニ 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量

器によって計量された使用電力量によるとき

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

- (4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。尚、この場合の計量器の取付けは、本約款第 40 条に準ずるものといたします。

- (5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100 \text{ パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

尚、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ エフエネが発見して測定したときは、発見の日の属する月

- (6) 日曜日電力量とは月間使用電力量のうち日曜日時間に該当する電力量といたします。

- (7) 日曜日電力量料金の対象となる使用電力量については、日曜日割合指数を使用し算定いたします。

$$\text{日曜日割合指数} = \frac{\text{日曜日電力量}}{\text{月間使用電力量}}$$

8. 日割計算の基本算式

- (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{31 \text{ 日}}$$

日曜日電力量料金の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

日曜日電力量料金の第 1 段階料金適用電力量

$$= 105 \text{ キロワット時} \times \text{日曜日割合指数} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{31 \text{ 日}}$$

尚、第 1 段階料金適用電力量とは、15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

日曜日電力量料金の第 2 段階料金適用電力量

$$= 180 \text{ キロワット時} \times \text{日曜日割合指数} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{31 \text{ 日}}$$

尚、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時あたりの電力料金が適用される電力量をいいます。

日曜日電力量料金の第3段階料金適用電力量

$$= (\text{月間使用電力量} - 300 \text{ キロワット時}) \times \text{日曜日割合指数} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{31 \text{ 日}}$$

尚、第3段階料金適用電力量とは、300キロワット時をこえた1キロワット時あたりの電力料金が適用される電力量をいいます。

本項によって算定された日曜日電力量料金の第1段階料金適用電力量、日曜日電力量料金の第2段階料金適用電力量及び日曜日電力量料金の第3段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点第1位で四捨五入いたします。

ロ 電力量料金の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

電力量料金の第1段階料金適用電力量

$$= 105 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{31 \text{ 日}} - \text{日曜日電力量料金の第1段階適用電力量}$$

尚、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

電力量料金の第2段階料金適用電力量

$$= 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{31 \text{ 日}} - \text{日曜日電力量料金の第2段階適用電力量}$$

尚、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時あたりの電力料金が適用される電力量をいいます。

電力量料金の第3段階料金適用電力量

$$= \text{月間使用電力量} - (\text{電力量料金の第1段階料金適用電力量} + \text{電力量料金の第2段階料金適用電力量} + \text{日曜日電力量料金の第1段階適用電力量} + \text{日曜日電力量料金の第2段階適用電力量} + \text{日曜日電力量料金の第3段階適用電力量})$$

尚、第3段階料金適用電力量とは、300キロワット時をこえた1キロワット時あたりの電力料金が適用される電力量をいいます。

本項によって算定された第1段階料金適用電力量及び第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点第1位で四捨五入いたします。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(ハ) 本約款第19条(1)イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ニ) 本約款第 19 条(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量又は契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。但し、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) 本約款第 19 条(1)イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 本約款第 19 条(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量又は契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。但し、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、又は需給契約が終了した場合の(1)イ及びロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が終了した場合 終了日の直前の検針日から、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

9. 需給契約書の作成

お客さまが希望される場合又は当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

10. 契約期間

契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 2 年目の日までといたします。ただし、契約期間満了に先だって需給契約の終了又は変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 2 年ごとに約款に基づいて更新となります。

11. 違約金

- (1) お客さまが本約款第 26 条に該当し、そのために料金の全部又は一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として支払っていただきます。
- (2) の免れた金額は、本約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。

- (3) 不正に使用した期間を確認できないときは、6 月以内で当社が合理的に決定した期間といたします。
- (4) 更新月（供給開始月（需給契約が更新された場合には、更新された月）から起算して 24 ヶ月目とその翌月を指すものとします。）を除き、契約期間内に解約となる場合、契約解除料として 9,800 円（不課税）をお支払いいただきます。但し、以下の理由の場合を除きます。
- イ 受電施設の建て替えにより解約する場合で、建て替え後も当社とご契約いただく場合
 - ロ その他お客さまの責に帰さない事由で解約する場合

12. 契約種別

エフエネホーム基本プラン A

イ 適用範囲

電灯を使用する需要で次に該当するものに適用いたします。

使用する最大容量（以下、「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

- (イ) 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客様と当社との協議によって行います。なお、最大需要容量の値は、当社との電気需給契約締結前の他の小売電気事業者との需給契約終了時点を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則として電気の使用を再開される前の需要場所における最大需要容量を引き継ぐものといたします。
- (ロ) 当社は、一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下、「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 日曜日時間

日曜日の 0 時 00 分 00 秒から 23 時 59 分 59 秒を日曜日時間とし、時間は、日本標準時間とします。また、時間および電力量の算定には、各地域の一般送配電事業者が設置する、スマートメーターにより計量されたデータを弊社が受領し、計算の算定基礎といたします。

ホ 使用電力量料金の基本算定

日曜日電力量料金計算の基本算式は、次のとおりといたします。

- (イ) エフエネホーム基本プラン A の料金適用上の電力量区分の算定

日曜日電力量料金の第1段階料金適用電力量＝105キロワット時×日曜日割合指数

尚、日曜日電力量料金の第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

日曜日電力量料金の第2段階料金適用電力量＝180キロワット時×日曜日割合指数

尚、日曜日電力量料金の第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時あたりの電力料金が適用される電力量をいいます。

日曜日電力量料金の第3段階料金適用電力量＝

(月間使用電力量－300キロワット時)×日曜日割合指数

尚、日曜日電力量料金の第3段階料金適用電力量とは、300キロワット時をこえた1キロワット時あたりの電力料金が適用される電力量をいいます。

本項によって算定された日曜日電力量料金の第1段階料金適用電力量、日曜日電力量料金の第2段階料金適用電力量及び日曜日電力量料金の第3段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 電力量区分の算定に応じた電力量料金の算定

本約款別表6条の(1)日曜日電力量料金を用いて計算いたします。

電力量料金計算の基本算式は、次のとおりといたします。

(ハ) エフエネホーム基本プランAの料金適用上の電力量区分の算定

電力量料金の第1段階料金適用電力量

＝105キロワット時－日曜日電力量料金の第2段階料金適用電力量

尚、電力量料金の第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

電力量料金の第2段階料金適用電力量

＝180キロワット時－日曜日電力量料金の第2段階料金適用電力量

尚、電力量料金の第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時あたりの電力料金が適用される電力量をいいます。

電力量料金の第3段階料金適用電力量

＝月間使用電力量－（電力量料金の第 1 段階料金適用電力量＋電力量料金の第 2 段階料金適用電力量＋日曜日電力量料金の第 1 段階適用電力量＋日曜日電力量料金の第 2 段階適用電力量＋日曜日電力量料金の第 3 段階適用電力量）

尚、電力量料金の第 3 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力料金が適用される電力量をいいます。

本項によって算定された第 1 段階料金適用電力量、第 2 段階料金適用電力量及び第 3 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点第 1 位で四捨五入いたします。

(二) 電力量区分の算定に応じた電力量料金の算定

本約款別表 6 条の(1)電力量料金を用いて計算いたします。

へ 適用条件

(イ) スマートメーターの設置がされていること。

(ロ) 需給契約に申込みされ、当社が承諾し契約に至ったあと、一般送配電事業者が設置するスマートメーター工事が、当社以外を起因とするなんらかの理由で、当社からの供給開始日までになされなかった場合は、契約後であっても電気の供給をお断りさせていただきます。この場合には、当社はお客様、及び一般送配電事業者と協議し、個別に対応いたします。

(ハ) 前項に記載の状態に陥った場合には、当社はお客さまに対し何らかの補償を行うことはできかねます。電気の供給できる状態に復した際に、改めて需要契約のお申込みをお願いいたします。

(ニ) 日曜日電力量が月間使用電力量の 30%を超える分は、日曜日電力量料金の適用外とし、電力量料金を適用することといたします。

13. エフエネホーム基本プラン A 料金表

(1) 最低料金

(税込)

1 契約につき（最初の 15 キロワット時まで）	341 円 01 銭
--------------------------	------------

(2) 電力量料金 月曜日から土曜日

(税込)

15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 31 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 71 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 70 銭

(3) 電力量料金 日曜日

(税込)

15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	10 円 15 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	12 円 85 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	14 円 35 銭

※算定期間内における電力使用量が 0 キロワット時だった場合は(1)基本料金の半額の金額が発生いたします。

14. その他料金

(1) 明細発行手数料

- (i) お客様が電気料金（月額）及び電気ご使用量の明細を郵送によるお知らせを希望された場合、明細発行手数料として 187 円（税込）を要します。
- (ii) (i) 以外でご請求明細書の発行を希望された場合、発行手数料としてその都度 356 円（税込）にて郵送いたします。

(2) 契約事務手数料

電気需給契約の成立に伴い、契約事務手数料として 3,300 円(税込)を申し受けます。